



熊本県公報

第12780号
平成30年12月4日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然保護課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 漁船保険義務加入同意の承認(不知火町加入区)…………… (団体支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (") 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 4
- 平成30年度上期熊本県病院事業業務状況…………… (障がい者支援課) 5
- 平成30年度林業種苗生産事業者講習会の開催…………… (森林整備課) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11

告 示

熊本県告示第1003号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イチノセ・ファーム株式会社
玉名市川部田447番地
一瀬 雄大

熊本県告示第1004号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援A型 クリスタル 宇城市小川町新田出201番地	高木屋株式会社 宇城市小川町新田出201番地 高木 陽誠	就労継続支援A型	平成30年 11月22日

熊本県告示第1005号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出

を審査した結果、不知火町加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1006号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
人吉球磨広域行政組合 人吉市中神町字城本1348番地1	特別養護老人ホーム 福寿荘 球磨郡湯前町836番地	431100029	平成30年1月22日	介護老人福祉施設

熊本県告示第1007号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人熊本菊寿会 熊本市北区弓削四丁目8-1	特別養護老人ホーム さわらび 熊本市北区弓削四丁目8-1	431100101	平成30年1月20日	介護老人福祉施設

熊本県告示第1008号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町椿字下前田30番1から30番3まで、32番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字四浦東字上下坂 573番8地先から 同所 573番10地先まで	前	8.8 ～ 26.5	110.0	災害防除
			後	11.7 ～ 27.2	110.0	

2 区域を変更する期日 平成30年12月4日

熊本県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町浅海 5804番地先から 同所 5808番地先まで	前	4.5 ～ 5.9	79.3	単橋補 (仮設 道設置)
			後	4.5 ～ 5.9 5.0 ～ 6.1	79.3 88.8	

2 区域を変更する期日 平成30年12月4日

熊本県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代線	八代市東陽町小浦字筒井 994番1地先から 同所 1003番3地先まで	74.2	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年12月4日

熊本県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	破木二見線	八代市二見下大野町字星ノ宮 2346番3地先から 同所 2347番1地先まで	66.2	防交

2 供用を開始する期日 平成30年12月4日

熊本県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	破木二見線	八代市二見下大野町字村下 698番1地先から 同所 696番2地先まで	86.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年12月4日

熊本県告示第1014号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

杉田上地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番地
1	南小国町	大字赤馬場字上杉田	1760地先道路敷
2	〃	〃	1759-1
3	〃	〃	1761-1
4	〃	〃	1761-1
5	〃	〃	1761-1
6	〃	〃	1761-1
7	〃	〃	1761-1
8	〃	〃	1761-1
9	〃	〃	1763-1
10	〃	〃	1776-1
11	〃	〃	1776-2
12	〃	〃	1776-3
13	〃	〃	1779
14	〃	〃	1779
15	〃	〃	1779
16	〃	〃	1760地先道路敷

公 告

熊本県公告第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営川登地区

土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営川登地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年12月5日から平成31年1月8日まで
- 3 縦覧場所
荒尾市役所

熊本県公告第742号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成30年度上期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数13,041人、1日平均105.2人で前年度同期と比較すると、延人数では934人の減少となっている。

また、入院患者については、延人数20,439人、1日平均111.7人、病床利用率74.5パーセント（稼働病床150床を基礎として算出）で、前年度同期と比較すると、延人数で1,225人、1日平均では6.7人、病床利用率では4.4ポイントの減少となっている。

なお、外来患者延人数のうち平成24年度から開設した「こころの思春期外来」の患者は837人で、前年度同期と比較すると146人の増加となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延人数	2,120	2,211	2,111	2,217	2,373	2,009	13,041
1日平均	106.0	105.3	100.5	105.6	103.2	111.6	105.2

② 入院患者の状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
定床	150	150	150	150	150	150	
延人数	3,167	3,465	3,432	3,563	3,439	3,373	20,439
1日平均	105.6	111.8	114.4	114.9	110.9	112.4	111.7
利用率	70.4%	74.5%	76.3%	76.6%	74.0%	75.0%	74.5%

③ 入退院調

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入院者数	20	13	20	14	21	15	103
退院者数	13	17	14	13	28	12	97
月末患者数	112	108	114	115	108	111	

④ 児童・思春期

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延数	122	148	129	131	167	140	837

⑤ 外来患者病名別調（延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計）（単位：人）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
器 質 性 精 神 障 害	認 知 症	アルツハイマー病型	1	2	1	1	2		7
		血管性							
		その他	5	5	6	5	7	3	31
	その他		15	18	16	20	18	17	104
精 神 作 用 物 質 に よ る 精 神 及 び 行 動 の 障 害	アルコール		75	68	78	78	79	65	443
	覚醒剤		34	46	45	46	45	39	255
	その他		1	3	2	2	2	2	12
統合失調症			1,037	1,061	991	1,020	1,097	954	6,160
気分（感情）障害			533	539	527	567	588	505	3,259
神経症性障害、ストレス関連障害等			210	224	206	233	249	207	1,329
生理的障害等			25	29	31	34	41	30	190
成人のパーソナリティ障害			3	4	2	1	4	2	16
知的障害（精神遅延）			16	17	15	23	22	18	111
心理的発達の障害			77	90	86	86	103	77	519
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害			47	48	51	50	71	45	312
てんかん			17	21	21	21	22	18	120
その他			24	36	33	30	23	27	173
合計			2,120	2,211	2,111	2,217	2,373	2,009	13,041

⑥ 入院患者病名別調（延人数：患者それぞれの入院日数の合計）（単位：人）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
器 質 性 精 神 障 害	認 知 症	アルツハイマー病型	10	22	51	93	39	24	239
		血管性							
		その他							
	その他		100	101	113	126	164	170	774
精 神 作 用 物 質 に よ る 精 神 及 び 行 動 の 障 害	アルコール		215	278	237	188	171	288	1,377
	覚醒剤		51	67	30	31	34	34	247
	その他								
統合失調症			2,034	2,157	2,177	2,189	2,078	1,928	12,563
気分（感情）障害			360	372	354	355	429	425	2,295
神経症性障害、ストレス関連障害等			67	118	145	240	211	191	972
生理的障害等			5						5
成人のパーソナリティ障害									
知的障害（精神遅延）			60	48	30	31	31	30	230
心理的発達の障害			265	302	295	310	282	270	1,724
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害								13	13
てんかん									
その他									
合計			3,167	3,465	3,432	3,563	3,439	3,373	20,439

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H29. 4. 1現在	H30. 4. 1現在
医 師	6	7
医 療 技 術 職 員	9	11
看 護 師	64	61
事 務 職 員	17	17
技 能 労 務 職 員	1	1
計	97	97

(注) 特別職である事業管理者1人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書 (平成30年4月1日から平成30年9月30日まで) (単位：円)

医業収益	395,378,415	
医業費用	649,366,167	
当期営業損失		253,987,752
医業外収益	433,985,601	
医業外費用	31,668,690	
当期営業外利益		402,316,911
当期経常利益		148,329,159
特別利益		0
特別損失		0
当期純利益		148,329,159

3 平成29年度決算の状況

(1) 損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）（単位：円）

1	医業収益			
(1)	入院収益	602,885,123		
(2)	外来収益	164,307,928		
(3)	その他医業収益	<u>5,519,180</u>	772,712,231	
2	医業費用			
(1)	給与費	968,873,440		
(2)	材料費	73,119,504		
(3)	経費	260,260,995		
(4)	減価償却費	137,944,274		
(5)	資産減耗費	1,133,836		
(6)	研究研修費	<u>8,959,064</u>	<u>1,450,291,113</u>	
	営業損失			677,578,882
3	医業外収益			
(1)	受取利息	582,662		
(2)	一般会計負担金	759,766,000		
(3)	長期前受金戻入	17,933,863		
(4)	その他医業外収益	<u>10,453,040</u>	788,735,565	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	67,990,710		
(2)	雑損失	<u>0</u>	<u>67,990,710</u>	<u>720,744,855</u>
	経常利益			43,165,973
5	特別利益	<u>0</u>	0	
6	特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	当年度純利益			43,165,973
	前年度繰越欠損金			<u>239,000,100</u>
	当年度未処理欠損金			<u>195,834,127</u>

(2) 貸借対照表 (平成30年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地 283,278,583

ロ 建物 5,297,992,876

減価償却累計額 △2,403,293,662 2,894,699,214

ハ 構築物 522,230,400

減価償却累計額 △354,783,756 167,446,644

ニ 器械備品 337,396,976

減価償却累計額 △273,837,178 63,559,798

ホ 車輛 20,194,399

減価償却累計額 △18,266,795 1,927,604

有形固定資産合計 3,410,911,843

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権 240,832無形固定資産合計 240,832

固定資産合計 3,411,152,675

2 流動資産

(1) 現金預金 1,898,320,686

(2) 未収金 108,076,426

(3) 貯蔵品 8,249,834

(4) その他流動資産 0流動資産合計 2,014,646,946資産合計 5,425,799,621

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債 1,943,542,496

(2) 退職給付引当金 428,406,779

(3) 修繕引当金 134,015,064

固定負債合計 2,505,964,339

4 流動負債

(1) 企業債 219,122,343

(2) 未払金 145,300,495

(3) 預り金 6,089,829

(4) 賞与引当金 53,990,000

(5) その他流動負債 0流動負債合計 424,502,667

5 繰延収益

(1) 長期前受金 864,726,830収益化累計額 △435,566,320繰延収益合計 429,160,510

負債合計 3,359,627,516

資 本 の 部

6 資本金		2,089,986,924
7 剰余金		
(1) 利益剰余金		
イ 減債積立金	172,019,308	
ロ 当年度未処理欠損金	<u>195,834,127</u>	
利益剰余金合計		<u>△23,814,819</u>
剰余金合計		<u>△23,814,819</u>
資本合計		<u>2,066,172,105</u>
負債資本合計		<u>5,425,799,621</u>

(3) 剰余金計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）（単位：円）

	資本金	剰 余 金						資本合計	
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		受贈財産 評価額	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	減 債 積立金	未処理 欠損金		利益剰余金 合計
前年度末残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	△ 239,000,100	△ 66,980,792	2,023,006,132
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	△ 239,000,100	△ 66,980,792	2,023,006,132
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	43,165,973	43,165,973	43,165,973
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	43,165,973	43,165,973	43,165,973
当年度末残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	△ 195,834,127	△ 23,814,819	2,066,172,105

(4) 欠損金処理計算書（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	2,089,986,924	0	△ 195,834,127
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	0	△ 195,834,127

熊本県公告第743号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により平成30年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

種苗の生産事業を行おうとする者に対して、種苗の生産、流通等に関して必要な知識を修得させること。

2 開催の日時等

(1) 開催の日時

平成31年2月5日（火） 午前10時から午後5時まで

(2) 開催の場所及びその所在地

熊本県林業研究指導所
熊本市中央区黒髪八丁目222-2

(3) 受付時間

午前9時30分から午前9時50分まで

3 講習科目及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込方法
 所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（14,000円）に相当する熊本県収入証紙及び写真を貼り付け、平成31年1月8日（火）までに熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に提出すること。
 なお、申込時に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
 (1) 講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
 (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
 (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
 (4) 不明な点は、熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に問い合わせること。

熊本県公告第744号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年12月4日から同月17日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字北鶴1849 番ほか10筆
上野 哲郎	阿蘇市車帰	阿蘇市赤水字平ノ前1050番
上野 哲郎	阿蘇市車帰	阿蘇市車帰字橋ノ本520番ほか23筆
上野 哲郎	阿蘇市車帰	阿蘇市車帰字橋ノ本536番1ほか23 筆
岩田 明	球磨郡あさぎり町免 田東	球磨郡あさぎり町免田東字築地4932 番ほか3筆
小見田 裕史	球磨郡あさぎり町岡 原北	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢本687 番
恒松 明男	球磨郡あさぎり町免 田東	球磨郡あさぎり町免田東字北築地481 5番
松本 廣幸	球磨郡あさぎり町免 田東	球磨郡あさぎり町免田東字北築地457 4番ほか1筆
片瀬 克徳	球磨郡あさぎり町岡 原南	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野171番 1ほか3筆
松山 勇	球磨郡錦町木上北	球磨郡相良村大字川辺字朝ノ迫185番 22

2 申請年月日
平成30年11月22日

熊本県公告第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字龍福寺411番1及び同411番2
290.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区御幸笛田六丁目7番49号
株式会社住管理システム